

農森 第 302 号
令和 5 年 5 月 29 日

事業者の皆さまへ

福岡市農林水産局
総務農林部森づくり推進課

盛土等に係る梅雨時期の安全点検を必ず実施してください。

福岡市においては、盛土等に起因する災害の発生を防止し、市民生活の安全に寄与することを目的に「福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例」（平成 19 年 10 月 1 日施行。以下「条例」という。）を制定しています。盛土等の工事の実施期間中、完了後を問わず、土地所有者や事業者の方は、その盛土等を行った土地を適正に管理する必要があります。

近年、局地的な大雨の頻発によって、全国各地で土石流災害など多くの災害が発生しています。

（安全点検時、特に確認実施をお願いする内容）

- ・調整池、排水路の浚渫、清掃
- ・法面等が崩れている箇所の補修
- ・道路等、敷地外に汚水が流れ出ないような対策（土のうの設置等）

【問い合わせ先】

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市農林水産局農林部森づくり推進課
TEL711-4846